

広島県人事委員会訓令第二号

人事委員会事務局

広島県人事委員会処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年七月十六日

広島県人事委員会

委員長 船 木 孝 和

広島県人事委員会処務規程の一部を改正する訓令

広島県人事委員会処務規程（昭和四十一年広島県人事委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（公印の廃止） 第十四条 （略） 2 前項の承認を受けたときは、<u>合同総務課長</u>は、当該公印の登録を抹消することとし、その旨を公印台帳に記録するものとする。	（公印の廃止） 第十四条 （略） 2 前項の承認を受けたときは、<u>事務局長</u>は、<u>合同総務課長</u>にその公印の登録の抹消を命じるとともに、当該公印台帳を削除しなければならぬ。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別記様式（第12条関係） (表) (略) 注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。 2 公印を廃止したときは、その日付を備考欄に記入する。 (裏) (略)	別記様式（第12条関係） (表) (略) 注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。 (裏) (略)

附 則

この人事委員会訓令は、公布の日から施行する。